

寒川町身体障害者福祉規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
(判定の依頼)	(判定の依頼)
第3条 町長は、 <u>法第9条第7項</u> の規定により身体障害者の更生援護に関する相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）に判定を求めるときは、判定依頼書に必要な書類を添えて身体障害者更生相談所の長に依頼しなければならない。	第3条 町長は、 <u>法第9条第8項</u> の規定により身体障害者の更生援護に関する相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）に判定を求めるときは、判定依頼書に必要な書類を添えて身体障害者更生相談所の長に依頼しなければならない。
(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)	(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)
第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、身体障害者更生相談所の判定を求めるものとする。	第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、身体障害者更生相談所の判定を求めるものとする。
(1) 法第18条第1項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（ <u>同条第5項</u> に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を提供し、又は障害福祉サービスの提供を委託しようとする場合	(1) 法第18条第1項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（ <u>同条第6項</u> に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を提供し、又は障害福祉サービスの提供を委託しようとする場合
(2) 法第18条第2項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（同法附則第41条第2項の規定により障害者支援施設とみなされたものを含む。）若しくは <u>同法第5条第5項の厚生労働省令</u> で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させ、又は障害者支援施設等若しくは法第18条第2項の国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定	(2) 法第18条第2項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（同法附則第41条第2項の規定により障害者支援施設とみなされたものを含む。）若しくは <u>同法第5条第6項の主務省令</u> で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させ、又は障害者支援施設等若しくは法第18条第2項の国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定

医療機関」という。)に入所若しくは入院を委託しようとする場合
～略～

医療機関」という。)に入所若しくは入院を委託しようとする場合
～略～

附 則

この規則は、公布の日から施行する。